

## 施設基準に関するご案内

以下の通り、当院が厚生局へ届出を行っている施設基準等を掲載いたします。

### ◆ 四日市くぼた歯科・矯正歯科

所在地：〒510-0821

三重県四日市市久保田1-3-30

電話番号：059-340-6311

#### 「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

#### 届出済み施設基準：

- ・ 歯初診（第891号）
  - ・ 外来診療医療安全対策加算1（第524号）
  - ・ 外来診療感染対策加算1（第524号）
  - ・ 歯科治療時医療管理料（第396号）
  - ・ 歯科訪問診療料の注15（第561号）
  - ・ 手術時歯根面レーザー応用加算（第77号）
  - ・ 口腔粘膜処置加算（第262号）
  - ・ 歯科技工加算1（第102号）
  - ・ 歯科技工加算2（第106号）
  - ・ 光学印象（第55号）
  - ・ 歯CAD/CAM（第761号）
  - ・ 根切頭微加算（第73号）
  - ・ 手術用光機器加算（第248号）
  - ・ 補綴物維持管理（第1566号）
  - ・ 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（1）
  - ・ 歯科技工所ベースアップ支援料
  - ・ 電子的診療情報連携体制設備加算2
  - ・ 口腔機能実地指導料
- ・ 算定開始日：令和3年9月1日～令和6年6月1日

医療法人RJD 管理者(理事長)：神保良